平成２５年（フ）第２６号
愛媛県大洲市田口甲2396番地
債務者　不老　政子
1　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後１時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２５年（フ）第１９４号
静岡県藤枝市光洋台25番地の８、旧住所静岡県焼津市八楠１丁目８番地の11フレグランス翠明101
債務者　村瀬　英永
1　決定年月日時　平成25年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４９０１号
埼玉県新座市堀ノ内２丁目10―41
債務者　岩谷　恭子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９０８号
東京都練馬区東大泉６丁目38―１―304
債務者　中村まゆみ
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９１０号
東京都葛飾区細田４―26―16―103、住民票上の住所大阪府大阪市阿倍野区阪南町２丁目14―11
債務者　宮木　麗子
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９２１号
東京都東村山市久米川町１丁目40―34
債務者　岩間　晴江
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９６３号
東京都板橋区仲町11―11　日乃出荘
債務者　渡辺　京子
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１号
沖縄県中頭郡北谷町北谷１丁目11番地22
債務者　島袋　喜則
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第４９３７号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎467―３―501
債務者　星野　一輝
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８７１号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号
債務者　山本　末雄
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４０号
横浜市金沢区釜利谷東７丁目14番２号　サン・ミユ101
債務者　島田　道彦
1　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１４０３号
千葉県船橋市二和西３丁目４―22
破産者　有限会社豊友興業
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８３９号
千葉県松戸市新作597―２―310
破産者　秋山淳一郎
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８０５号
東京都世田谷区喜多見３丁目22―１―203
破産者　東　　和久
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５５７号
千葉県船橋市新高根１丁目４―12―107
破産者　千葉　信之
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５７３号
千葉県浦安市堀江２丁目23―22―105、開始決定時の住所千葉県印旛郡栄町布鎌酒直25
破産者　齊藤みどり
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５７４号
埼玉県本庄市寿１丁目25―９―201
破産者　山口　貴広
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５７５号
埼玉県本庄市寿１丁目25―９―201
破産者　山口美沙子
1　決定年月日　平成25年５月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部